

令和3年8月2日

生徒、保護者の皆様へ

大阪府教育センター附属高等学校

校長 寺田 明彦

### 府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について

日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和3年8月2日から同31日まで大阪府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言措置を実施すべき区域とされたことを受けて開催された、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議での決定を踏まえ、府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について、府教育庁から通知がございました。

本校としては、教育庁の指示により、十分な感染対策を講じたうえで活動を行いたいと思えます。皆さまにはご心配をおかけしておりますが、何卒、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和3年7月30日付 大阪府教育庁通知より(抜粋)

#### 基本的な考え方について

新型コロナウイルス新規感染者数は増加しており、感染拡大が継続すれば医療提供体制のひっ迫も避けられない。このような状況を踏まえ、府立学校においては、子どもたちの健やかな学びを保障するため、通常形態で教育活動を継続するが、引き続き感染リスクの高い教育活動は実施しない等、徹底した感染症対策に取り組む。

府立学校においては、以下の制限を行いながら、教育活動を実施する。

##### ■授業

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続
- ・感染リスクの高い活動は実施しない
- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う

##### ■修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等

- ・感染防止策を徹底しながら実施
- ・ただし、旅行(移動)先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は延期または中止

##### ■部活動

- ・感染防止策を徹底しながら実施
- ・感染リスクの高い活動は原則実施しない
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて別途の対応等についての指示や情報提供を行うことがありますので、ご理解、ご協力をお願いします。